

小野市公告第 18 号

LINE 拡張ツール導入等業務に係る公募型プロ
ポーザルの実施について

LINE 拡張ツール導入等業務に係る事業者を選定するため、公募型
プロポーザルを実施します。

令和 5 年 4 月 12 日

小野市長 蓬 萊 務

1 業務名

LINE 拡張ツール導入業務

2 参加表明書受付期間

令和 5 年 4 月 12 日から令和 5 年 7 月 7 日

3 参加資格要件

参加者は次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。
- (2) プロポーザル参加資格の確認時点及びそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない又は指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれら密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再

生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規程に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づいて安全性の評価を受けたクラウドサービスを利用して、本業務に係るサービスを提供すること。
- (8) 過去 5 年間に、情報漏洩等のセキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (9) 専門技術者等、十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有し、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (10) 契約締結に際し、小野市契約規則（昭和 44 年小野市規則第 14 号）第 28 条に定める契約保証金を納付できること。
なお、免除条件に該当する場合は契約保証金の納付を免除できることに留意すること。
- (11) 以下のスタートアップ要件に該当すること。
 - (ア) 未上場かつ創業から 15 年以内であること
 - (イ) 令和 5 年 3 月 1 日時点でプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること
 - (ウ) 『発行済株式の総数の 1/2 超を「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の対象外企業に保有されている企業』に該当しないこと（※対象外企業：常時雇用する従業員数が 500 人以上の企業）
- (12) 提供する L I N E 拡張ツール及び付随するサービスを利用して、L I N E 上でマイナンバーカードを使った公的個人認証、手数料等の電子決済を完了させることができること。